

入札説明書

奈良先端大バイオサイエンスD棟外壁改修工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年7月30日（木）

2 契約担当者等

契約担当者

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学
学長 塩崎 一裕

3 工事概要等

(1) 工 事 名 奈良先端大バイオサイエンスD棟外壁改修工事

(2) 工事場所 奈良県生駒市高山町8916-5（奈良先端科学技術大学院大学構内）

(3) 工事概要 別冊図面、仕様書及び現場説明書のとおり。

(4) 工 期 契約締結日の翌日から令和9年2月26日（金）まで。

(5) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<https://portal.ebid03.mext.go.jp/top/>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規程及び運用基準に基づき行う。なお、紙入札の申請に関しては、紙入札方式参加承諾願（別紙様式1）を施設課施設企画係に対し、下記7（1）①に掲げる日までに提出して行うものとする。

(6) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、申請書及び資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）を実施する工事である。

4 競争参加資格

(1) 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学契約事務取扱規程第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。

(2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより格付けした建築一式工事に係る令和8・9年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書）の記2の等級が、C又はD等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 総合評価の評価項目に示す企業の施工能力の「同種工事の施工実績」及び「工事成績」、配置予定技術者の能力の「同種工事の施工経験」及び「工事成績」の欠格に該当しないこと。

(5) 平成23年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、国、国立大学法人、特殊法人等及び地方公共団体施設において、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、建物の新営又は改修工事（外壁改修工事を含むものに限る。）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。

- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（建築工事関連）を当該工事に専任で配置できること。なお、建設業法第26条及び建設業法施行令第27条に該当しない場合は、専任のものである必要はない。

なお、主任技術者の専任が必要な工事であって、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、施工場所から10Km以内の工事については、同一の専任の主任技術者（監理技術者を除く）が2件まで管理することを認める。

- ① 建設業法に掲げる基準を満たすものであること。
- ② 2級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- ③ 平成23年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記（5）に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
ただし、経常建設共同企業体の場合にあつては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。
- ④ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ⑤ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- ⑥ 経常建設共同企業体の場合の上記③ただし書きの記述に該当する者以外のものについても、上記①及び②に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。

- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、本学又は文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当該者間で連絡をとることは、競争参加者心得第11第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- (イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

- (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (ii) 会社法等第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であつて、1) から4) までに掲げる者に準ずる者
- (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (9) 奈良県内、大阪府内又は京都府内に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。
- ② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- (イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- (ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。
- (ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。
- (ニ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- ③ 「当該状態が継続している場合」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。
- (11) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）を承諾していること。
- (12) 建設業法施行規則第18条の2に定める経営事項審査を受審していること。

〒630-0192 奈良県生駒市高山町8916番地の19
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学 管理部施設課施設企画係
電話 0743-72-5053
メールアドレス sisetukikaku@ad.naist.jp

6 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の（イ）、（ロ）の要件に該当する者のうち、下記（2）③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
（イ） 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
（ロ） 評価値が標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

- ② 上記①において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

- ① 「標準点」を100点、「加算点」は最高15点とする。
- ② 「加算点」の算出方法は、下記（3）①及び②の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。
- ③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもつて行う。
・ 評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格

(3) 評価項目

評価項目は以下のとおりとする。

- ① 企業の技術力
 - ・ 企業の施工能力
同種工事の施工実績、工事成績により評価
 - ・ 配置予定技術者の能力
同種工事の施工経験、工事成績により評価
- ② 企業の信頼性・社会性
 - ・ 法令遵守（コンプライアンス）
事故及び不誠実な行為の有無により評価
 - ・ 地域精通度
緊急時の施工体制により評価
 - ・ ワーク・ライフ・バランス等の推進
ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況により評価

(4) 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する加算点付与の考え方は、別紙「総合評価落札方式(実績評価型)における評価項目、評価基準及び得点配分」のとおりとする。

7 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、契約担当者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)の認定を受けていない者も別冊競争参加資格確認資料作成要領(以下「作成要領」という。)に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に上記4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間： 令和8年7月30日(木) 10時00分から令和8年8月21日(金) 12時00分まで。
- ② 提出先： 上記5に同じ。
- ③ 提出方法： 電子入札システムにより、提出すること。ただし、契約担当者の承諾を得た場合は持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。)すること。持参する場合は、上記期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から17時00分まで(ただし、最終日は12時00分まで。)

- ④ 電子入札における申請書の受付票は、申請書及び資料の受信を確認したものであり申請書及び資料の内容を確認したものではない。

- (2) 申請書及び資料は、「競争参加資格確認資料作成要領」に従い、別紙様式2により作成すること。

- (3) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年8月28日(金)までに電子入札システム又は書面により通知する。

- (4) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された申請書及び資料は、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記5に同じ。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次のように説明を求めることができる。

- ① 提出期限： 令和8年9月4日(金) 17時00分
- ② 提出先： 上記5に同じ。
- ③ 提出方法： 書面を持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。)することにより提出するものとする。

- (2) 契約担当者は、説明を求められたときは、令和8年9月11日(金)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

9 入札説明書等に対する質問

- (1) 入札説明書等に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間： 令和8年7月30日(木) 10時00分から令和8年8月28日(金) 12時00分まで。
- ② 提出先： 上記5に同じ。

③ 提出方法： 電子入札システムにより、提出すること。ただし、契約担当者の承諾を得た場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。）すること。持参する場合は、上記期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、１０時００分から１７時００分まで（ただし、最終日は１２時００分まで。）。

（２） （１）の質問があった場合、質問内容及び回答内容は、次のとおり電子入札システムにより閲覧に供する。（紙入札による入札参加を予定している業者には書面にて回答する。）

① 期 間： 令和８年９月２日（水）１０時００分から令和８年９月４日（金）１７時００分まで。

１０ 入札及び開札の日時及び場所等

- （１） 入札日時： 令和８年９月４日（金）１０時００分から令和８年９月７日（月）１２時００分まで。
- （２） 入札場所： 〒６３０－０１９２ 奈良県生駒市高山町８９１６番地の１９
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学管理部施設課
（電子入札システム）
- （３） 開札日時： 令和８年９月８日（火）１４時００分
- （４） 開札場所： 〒６３０－０１９２ 奈良県生駒市高山町８９１６番地の１９
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学事務局別館１階会議室
（電子入札システム）
- （５） その他： 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、契約担当者により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

１１ 入札方法等

- （１） 入札書は、暴力団排除に関する誓約事項を承諾のうえ、電子入札システムにより提出すること。ただし、契約担当者の承諾を得て紙入札による場合は、持参すること。郵送又は電送（ファクシミリ、電子メール）による入札は認めない。
- （２） 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

１２ 入札保証金及び契約保証金

- （１） 入札保証金 免除
- （２） 契約保証金 納付（有価証券等の提供又は銀行、本学が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。））
なお、受注者が契約事項を履行しなかった場合において、当該契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

また、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、上記１１（２）の落札価格の１００分の１０以上とする。ただし、開札後に別に定める低入札価格調査を実施した場合は、その結果により、保証の額を落札価格の１００分の３０以上とすることがある。

１３ 工事費内訳書の提出

- （１） 第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。入札書に工事費内訳書ファイルを添付して同時に送付すること。

- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は、各種目、科目、中科目及び細目に対応する金額を表示するものとする。金額には健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示すること。なお、法定福利費の明示については、別紙様式を参照するものとする。また、工事費内訳書には住所、名称又は商号及び代表者の氏名並びに工事名を記載すること。
- (3) 入札参加者は押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。）及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならないが、提出された工事費内訳書について、契約担当者（その補助者を含む。）が説明を求めることがある。また、工事費内訳書が未提出であるとき又は提出された工事費内訳書に未記入等不備があり、別表各項に該当するときは、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。（別表参照）
- 入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、低入札価格調査を行う場合又は当該工事において談合があると疑うに足る事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足る事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。
- (4) 契約担当者の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間にに入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。
- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

1 4 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間にに入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。また、入札参加者が紙による入札を行う場合は、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。

1 回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

1 5 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約担当者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記 4 に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

1 6 落札者の決定方法

- (1) 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学契約事務取扱規程第 15 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で「最高の評価値」をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち「最高の評価値」をもって入札した者を落札者とするところがある。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学工事請負等契約細則第 10 条に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る場合は、同細則第 11 条の調査（低入札価格調査）を行うものとする。
- なお、最低基準価格の詳細については別紙「最低基準価格を下回った場合の取扱いについて」を参照すること。

1 7 最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延長は行わない。また、この調査期間中に履行不可能の申し出があった場合は、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

1 8 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記4（6）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

1 9 契約書作成の可否等

別冊工事請負契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

2 0 支払条件

請負代金（前払金及び中間前払金を含む。）は、受注者からの適法な請求に基づき3回以内に支払うものとする。

2 1 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険契約を締結するものとする。

2 2 再苦情申立て

契約担当者からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記8（2）の回答を受けた日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により契約担当者に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、阪奈和4国立大学法人公共工事入札監視委員会が審議を行う。

提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記5に同じ。

2 3 関連情報を入手するための照会窓口 上記5に同じ。

2 4 手続における交渉の有無 無

2 5 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

2 6 現場代理人について

現場代理人は、直接的かつ恒常的な雇用関係を必要とする。従って、契約時に、雇用関係の確認ができる資料を提出すること。

2 7 その他

- （1） 契約の手続においては使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （2） 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- （3） 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

- (4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。
- (5) 本工事に経常建設共同企業体として申請を行った場合は、構成する者は、単体有資格者として申請を行うことはできない。
- (6) 第1回目の入札が不調になった場合は、直ちに再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。待機しないことで第2回目以降の再入札を指定の時間までに行わなかった場合は、辞退したものとして取扱う。なお、開札処理に時間を要し、予定時間を越える場合は、発注者から連絡する。
- (7) 落札者となるべき同じ価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時については、発注者から連絡する。
- (8) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (9) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (10) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。
 - ① システム操作・接続確認等の問合せ先
文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話：050-5546-8368
 - ② ICカードの不具合等発生の問合せ先
取得しているICカードの認証機関
ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は、上記5に連絡すること。
- (11) 落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、施設課施設企画係に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため通知書（別紙様式3）を提出すること。

別表

1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		